

「信用取引口座設定約諾書」新旧対照表

平成25年6月28日

(下線部分変更)

新	旧
第8条（期限の利益の喪失） 1. (2)手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。	第8条（期限の利益の喪失） 1. (2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。